

平塚市教育委員会令和8年3月定例会会議録

開会の日時

令和8年3月27日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫 委員 小林 誠
委員 寺田 一美

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和8年3月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和8年2月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和8年2月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「報告第10号 人事案件について」、「議案第39号 教育委員会事務局等職員の人事発令について」、「議案第40号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について」、「議案第41号 地区公民館長の任命について」は、人事及び個人に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和8年3月市議会定例会代表・総括質問の概要

【報告】

○吉野教育長

令和8年3月市議会定例会における代表質問及び総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

《教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長が、資料「令和7年12月市議会定例会総括質問の概要」の所管部分を読み上げ報告を行った》

【質疑】

○大野委員

あったか支援員について、答弁では不登校の理由の1つとして考えられるヤングケアラー等の課題に対して福祉と連携して支援を行うとあるが、実際にはどのような対応を想定しているのか、もう少し具体的に教えてほしい。

○子ども教育相談センター所長

ヤングケアラーの問題については、これまでもこども家庭課等と話し合いの場はあった。発見することが難しいということがあり、その発見の場として、子どもが多く時間を過

ごす学校は重要であると認識している。子どもと関わる中で、そういった課題が見つかることもあると思うため、あつたか支援員の派遣により発見の可能性を広げるのではないかと考えている。

○大野委員

実際には、家庭内の仕事のお手伝いだと思い、自分がヤングケアラーだと気づいてない子どもや、また家族のことは家族でという大人もいられると思う。

まずは子ども自身が自分の感じていることや困ってることなどを話せることが適切な支援につながる第一歩ではないかと感じている。

あつたか支援員を派遣することで、これまで以上に教員や関連する行政の担当課と連携し、不登校の子どもや家庭を支えることにつながればいいと思う。また、可能であればあつたか支援員同士の情報交換の場等も作っていただき、成果と課題等の共有ができると、さらに充実した支援が展開できるのではないかとと思う。

○子ども教育相談センター所長

子どもと関わる中で、子ども自身は課題と考えていなくてもヤングケアラーに該当すると思われる場合もあるかもしれない。それに対し、何の支援ができるかということを考えるきっかけとなればよいと思っている。

あつたか支援員同士の共有の場だが、いよいよ派遣が近づいているが、やはり初めての事業であるため、進め方や支援の事例など、情報を共有する場は作る予定である。

○大野委員

黒部議員の学校体育施設開放利用の質問に関連することだが、私が学校に勤務していた頃は、学校体育施設開放利用は、校内では主に教頭が中心となり、年度当初に利用団体に手紙を出し、学校に集まっただき説明会を開催したり、年間何回か調整のための会議を行ったり、日常的に鍵の受け渡しをしたりするなどの業務があり、またそれは学校ごとにやり方が異なっていたような記憶がある。

答弁では、利用に当たり学校の教職員と団体の双方に、負担が生じている状況は認識しているとあるが、現状どのような対応になっているのか、わかる範囲で教えてほしい。

○スポーツ課長

学校開放だが、現状では実際に鍵の受け渡し等については、学校によって異なるが、多くは利用団体が学校に鍵を借り、夕方取りに帰るという方法になっている。休日等であれば金曜日に鍵を受け取り、週明け月曜日に返却しており、鍵の貸し借りの負担が発生している。一部の学校においてはキーボックスを設置し、鍵のやりとりを行っているところもある。

他自治体においては、これを電子鍵でやりとりしているところもあるようなので、そういった方法についても、今後導入できるかどうか検討していく。

○大野委員

市民が住まいの地域で身近な学校の体育館や校庭を利用してスポーツを楽しむことは、健康の増進や生涯に渡りスポーツに親しむという上でとても大切な機会だと思っている。

一方で、学校の体育施設を利用するといっても、学校の子どものための教育活動に関係することとは別の業務であり、学校の業務改善の面からもそれぞれの学校におまかせするのではなく、市として、利用団体にも学校の教職員にも双方に負担のないシステムを作っていただくことをお願いしたい。

例えば、今鍵の話があったが、そのほかにも年度当初の説明会についても学校ごとではなく、例えば市の担当課が利用団体を集めて実施していただくとか、いつどの団体が利用するのかなどの予約や調整を行える電子システムを導入していただくなど、すぐには難しいかもしれないが、他市町の状況なども研究していただき、対応いただければありがたい。

○寺田委員

小1の壁についてだが、取組の1つとしてファミリーサポート事業が挙げられているが、ファミリーサポート事業は、サポートしてくださる方の方がサポートして欲しい方よりも圧倒的に少ない印象で、かつ支援も面談等を行った上で開始されるものであると認識している。

小学校は毎日行くものであり、毎日の支援が必要となると、なかなかマッチングしないと思うので、根本的な解決策が必要になると感じる。どちらかという、朝の居場所づくりが大切になるのではないかと思う。

一方で、当事者にとってはすごくシビアな問題だと思うが、数としてはそこまで多くはないのではないかとも思う。ニーズについては数として把握しているのか。

○教育総務課長

ファミリーサポート事業は健康こども部保育課の所管事業となる。発言のとおり、やはり需要に対して供給が不足している状態であり、制度の仕組み的にも臨機応変には対応できないところもあるかと思う。

ニーズ把握については、過去議会でも言われているところではあるが、小1の壁自体、教育委員会や学校で主導してやっていくか、子育て支援のためにやっていくか、その議論がまだ庁内でできていないため、まずはそこを検討していきたいと考えている。

○寺田委員

現場では4月からまさに困るような方もいるのではないかと思う。

ニーズは存在していると思うので、うまく対応できればいいと思う。

(2)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)その他

なし

3 議案第34号 令和8年度平塚市教育の方針について

【提案説明】

○吉野教育長

次年度の平塚市教育の方針を定めるものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

この実施計画は、令和7年度からスタートした「第3期教育振興基本計画～奏プラン3～」の2年目の実施計画となる。

まず、2ページにある教育の方針の概要として「実施計画の位置付け」についてだが、本実施計画は、基本計画である奏プラン3に示されている施策の推進を図るため、教育委員会各課が、令和8年度に取組を進める事業の実施計画という位置付けになっている。

実施計画については、外部の学識経験者による点検・評価の結果や、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて構成事業を見直ししながら、年度ごとに計画を定めている。

次に5ページの、構成事業の見直しである。令和8年度は、新たに2つの事業を位置付ける。

1つ目の「幼稚園運営補助事業」は、幼稚園への入園者数が減少する一方で、要配慮児が増加していることから、私立幼稚園での受入れ体制を強化していくため、「私立幼稚園特別支援教育補助金」の対象園や、補助金額を拡充し、市全体での要配慮児の受入れ体制の整備に取り組むものである。

2つ目の「校内教育支援センター支援員派遣事業」は、福祉と連携して、不登校をはじめとした課題のある生徒への相談支援を行う校内教育支援センター支援員、通称「あったか支援員」を中学校に派遣するものである。

次に7ページだが、奏プラン3は、3つの基本方針と10の施策から構成されているが、本実施計画では、この10の施策を具現化するために必要であると考える99の事業を構成事業として位置付けている。

次の8ページから記載している、基本方針1「確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実」を例にとると、まず冒頭に、目指す姿、取組方針と成果指標を示している。

これを受けて、9ページから11ページには、施策1「確かな学力の育成」を具現化するために必要であると考える13の事業を、12ページから14ページには、施策2「豊かで健やかな心身の育成」を具現化するために必要であると考える13の事業を、それぞれ事業計画として位置付けている。

以降、15ページからは「基本方針2」、22ページからは「基本方針3」を掲載している。34ページからは、実施計画事業である99の事業を、担当課別の一覧として添付している。

【質疑】

○寺田委員

トイレの洋式化について伺う。20ページの事業計画ではトイレの洋式化については、5-1と5-3と2つの事業に分けている。どういう意図か。

○教育施設課長

トイレの洋式化については、5-1の大規模改修事業の中で実施していた。しかし、大規模改修事業だと、小学校が例えば年に2校、中学校が年に1校ということで、かなりの年数がかかってしまう。

それを10年計画で実施するために、5-3でトイレに特化した整備事業を立て、両方で進めている。

現時点では、完了は令和11年を目指しているが、洋式化率は90%前後になると考えている。

○小林委員

サン・サンスタッフの派遣事業についてだが、学校訪問等の際に図書室を見せてもらう機会が多い。司書によって雰囲気等かなり違って、ワクワクするところも多い。

司書同士が交流する、司書が他の学校の図書室を見に行く等、そういった取組は行われているのか。

○教育指導課長

教育指導課では学校司書を対象とした打ち合わせ会を年度当初概ね4月に実施している。

年度ごとに会場は異なるが、市内の小学校又は中学校を会場にさせていただき、経験のある司書が配置された学校の図書室の様子を皆で見学し、工夫を自校に取り込んでいくような取組をしている。

○小林委員

日本語指導協力者派遣事業についてだが、外国籍の市民は今平塚に7,500人ぐらいいると思う。この前ある高校に行った際、3者面談のときにお母さんが日本語がわからない場合があるので、通訳を入れているという話を伺った。

小中学校でも同様の事例はあるかと思うが、教育委員会として取組は行っているか。

○教育指導課長

日本語指導協力者派遣事業の中で指導協力者派遣をしているが、子どもとのやりとりだけではなく、面談での通訳や、場合によっては通知表の翻訳の要望もあるので、この事業の中で可能な範囲で対応させていただいている。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第35号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則について

5 議案第36号 平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

【提案説明】

○吉野教育長

関連案件となるため一括審議する。

教育会館の廃止に伴い、規定及び別表を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

議案第 35 号、議案第 36 号は、いずれも今年度末限りで教育会館が廃止となることに伴い、教育委員会規則及び訓令を改正するものである。

議案第 35 号について、始めに、第 1 条関係は平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正となる。第 6 条第 1 項第 2 号に定める、学校以外の教育機関の所属のうち、学校教育部に属する教育機関から「教育会館」を削る。

続いて、第 2 条関係は平塚市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正となる。

まず、第 2 条に定める職員の定義のうち、第 1 項第 2 号中「教育会館に勤務する者（以下、「教育会館職員」という。）」を削る。

次に、第 3 条第 1 項 職員の勤務時間の割振りを定める表中から「教育会館職員」を削る。

次に、第 4 条第 1 項 職員の休憩時間を定める表中から「教育会館職員」を削る。

続いて、第 3 条関係は平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部改正となる。第 2 条第 2 項に定める教育研究所の分掌事務から第 12 号「教育会館の管理運営の統括に関すること。」を削り、第 13 号を第 12 号に繰り上げる。

議案第 36 号について、始めに、第 1 条関係は平塚市教育委員会事務決裁規程の一部改正となる。

教育長の決裁事項並びに部長及び課長の先決事項を定める別表第 2（第 4 条関係）から「教育会館」及び「教育会館の管理運営」を削る。

続いて、第 2 条関係は平塚市教育委員会公印規程の一部改正となる。公印のひな形及び規格を定める別表（第 2 条関係）から「教育会館印」及び「教育会館長印」を削る。

なお、両議案の施行日については、いずれも教育会館の廃止に伴うものとなることから、改正規則及び訓令の附則に定めるとおり、令和 8 年 4 月 1 日となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第37号 平塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、学校における働き方改革の一層の推進が求められる中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部（第47条の5第4項）が改正され、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが示された。

これに伴い「平塚市学校運営協議会規則 第4条」、学校運営協議会を置く学校の校長が、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を追加し、規定を整備するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 議案第38号 平塚市学校運営協議会の設置について

【提案説明】

○吉野教育長

新たに学校運営協議会を設置するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

学校運営協議会は、委員となった保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校の教育目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした合議制の機関となる。

学校運営協議会の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めた平塚市学校運営協議会規則では、第3条に「平塚市教育委員会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域の住民等の学校の運営への理解、協力、参画その他の支援を促進することにより、学校、保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善及び生徒、児童又は幼児の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、平塚市学校運営協議会を置くことができる」とあり、令和4年度～7年度までの間で、小学校22校、中学校11校 計33校に学校運営協議会を設置した。

今回、港小学校・花水小学校・旭小学校・城島小学校・岡崎小学校・なでしこ小学校・太洋中学校・浜岳中学校・大住中学校・旭陵中学校から設置申請があったことから、この10校において、学校運営協議会を新たに設置するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

8 その他

○増井委員

12月議会にて、片倉議員から図書館・博物館・美術館について、稼げる施設という形での質問があり、教育委員会12月定例会で報告を受けた。

その際にも発言させていただき、お金を稼ぐのも必要ではあるが、施設の性質として難しいところもあるので、人気を稼ぐのも1つの稼ぐということではないかという趣旨の話をしたかと思う。

ただ、国では収入が4割を下回る展示事業を見直すような報道もなされている。

私の母校も独立行政法人になったが大きく変化があった。国立の博物館、美術館等も多くは独立行政法人化し、予算に縛られ、それが原因で運営方針が変わっている。良い悪いは言えないが、展示の内容が大きく変わった場所もある。

国でこういった流れがある以上、おそらく、平塚を含め地方でもそういう流れが出てくるのではないかと思う。

私自身来年の11月末が任期になるので、来年度、再来年度の予算のときには発言できるが、それ以降で多分大きな波が来るのではないかと予想している。そのとき私は発言する立場がないので、この機会に言わせていただくが、私は社会教育のための施設、公的な施設であることの意義を忘れないでいただきたいと思っている。

お金はいつでもいいということではなく、市民からお預かりしている税金をどのような形で将来のために使うのかという視点で考えていただきたい。

市民に平塚への愛着を持っていただくことや、教育施設として人や社会を育てる使命があると思うので、長期的な視点を持ち続けていただけるとありがたい。

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、報告第 10 号、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 41 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

9 教育長臨時代理の報告

(1)報告第10号 人事案件について

【結果】

教育長及び教職員課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり承認された。

10 議案第39号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

【結果】

教育長及び教育総務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

11 議案第40号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

【結果】

教育長及び教育総務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

12 議案第41号 地区公民館長の任命について

【結果】

教育長及び教育総務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 3 月定例会は閉会する。

(15 時 55 分閉会)